

第1部 地域福祉計画・地域福祉活動計画

第1章 地域福祉計画

1 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

健康福祉推進計画（第1次）策定の基本理念『みんなで創り、みんなで育む、安心して暮らし続けられるまち 郡上』を本計画においても基本理念とします。

地域における、課題やニーズが多様化する中で、これまで行政や事業者からのサービス提供と、市民の皆さんからの要望などがお互い「一方通行」であることがありました。

これからは、市民のみなさんの意見や想いを福祉サービスに反映させるとともに、市民自らが地域福祉活動に取り組んだり、福祉の政策づくりに参加したりという「双方向」的な福祉が求められています。

市民一人ひとりが地域の住民として自覚と責任を持ち、お互いのプライバシーや尊厳が保たれ、健康で、いきがいを持って安心して暮らし続けられるまちづくりを進める必要があります。

また、地域には様々な人が暮らしており、本市のような広大な山間地域においては、地理的、基盤整備の状況などにより、それぞれ地域が抱える課題は様々です。

それらの課題を解決するためには、行政の支援だけでは限界があります。市民は地域の課題を他人事ではなく自分自身のこととして受け止め、どのようにすれば安心して暮らしやすいまちが実現するのかを考える必要があります。

地域の課題に対する市民の関心や取り組みがあれば、市民によるまちづくりが可能となります。自分たちの地域を暮らしやすくしていくことが、郡上市のめざすまちづくりへとつながります。

そのためには、市民同士の日々の支え合い助け合い、市民と企業、各種団体、行政などの協働により地域の活動を発展させていき、自分たちのまちは自分たちで創り、そしてより、市民にとって暮らしやすい、質の高いまちを育んでいきます。

《本計画の基本理念》

みんなで創り、みんなで育む、
安心して暮らし続けられるまち 郡上

(2) 基本目標

本計画の基本理念のもと、第1次健康福祉推進計画策定において、グループインタビューの結果から得られた市民の声をまとめた「市民がめざす生活の質（QOL）」を本計画の基本目標と位置づけました。

- 一人ひとりの市民が、良好な健康感や生きがいを持ち自分らしく生涯を送りましょう。
- 互いに支え合い安心して楽しく暮らし続けられる地域づくりを進めましょう。
- ノーマライゼーションの実現をめざすまちづくりを進めましょう。

「市民がめざす生活の質（QOL）」は、市民がどのような状態であればより豊かな人生を送り質の高い生活ができるのか、到達する目標を生活の質として設定しました。

地域福祉・地域福祉活動計画の策定にあたっては、第1次健康福祉推進計画において6つのライフステージ別に整理された30の健康福祉行動課題について、地域生活やライフステージを通じての視点から次の4つの生活課題に集約しました。

これを受けて、実施計画の体系を整理し第1次健康福祉推進計画との整合性を図りながら作成しました。

○生活課題

1. 地域のつながりづくり
2. 家庭と子どもの安心できる暮らし
3. 生きがいのある暮らし
4. 健康づくり



(3) 計画の体系

基本理念

みんなで創り、
みんなで作む、
安心して暮らし続けられるまち
郡上

基本目標

一人ひとりの市民が、良好な健康観や生きがいを持ち自分らしく生涯を送りましょう。

互いに支え合い安心して楽しく暮らし続けられる地域づくりを進めましょう。

ノーマライゼーションの実現をめざすまちづくりを進めましょう。

生活課題

(第1次健康福祉推進計画の課題)

1. 地域のつながりづくり

- | | |
|----------|----------------|
| 集う | ○実年期 (65～74 歳) |
| | ○高齢期 (75 歳以上) |
| 地域生活・活動 | ○壮年期 (40～64 歳) |
| 世代交流 | ○壮年期 (40～64 歳) |
| | ○実年期 (65～74 歳) |
| | ○高齢期 (75 歳以上) |
| ボランティア活動 | ○青年期 (19～39 歳) |
| | ○壮年期 (40～64 歳) |
| 外出 | ○実年期 (65～74 歳) |
| | ○高齢期 (75 歳以上) |

2. 家庭と子どもの安心できる暮らし

- | | |
|----------------|------------------|
| 子育て | ○青年期 (19～39 歳) |
| 性教育・性行動 | ○学童・思春期 (7～18 歳) |
| | ○青年期 (19～39 歳) |
| 家族の絆を深める | ○壮年期 (40～64 歳) |
| 礼節を心がける (あいさつ) | ○乳幼児期 (0～6 歳) |
| | ○青年期 (19～39 歳) |

3. 生きがいのある暮らし

- | | |
|----------|----------------|
| 仕事 | ○高齢期 (75 歳以上) |
| 趣味・生きがいを | ○実年期 (65～74 歳) |
| 持つ | ○高齢期 (75 歳以上) |
| 介護予防 | ○実年期 (65～74 歳) |
| 事故予防 | ○乳幼児期 (0～6 歳) |
| | ○青年期 (19～39 歳) |

4. 健康づくり

- | | |
|------------|------------------|
| 身体活動・運動 | ○実年期 (65～74 歳) |
| | ○高齢期 (75 歳以上) |
| ストレス対処 | ○青年期 (19～39 歳) |
| 休養 | ○壮年期 (40～64 歳) |
| | ○高齢期 (75 歳以上) |
| 規則正しい生活をする | ○乳幼児期 (0～6 歳) |
| | ○学童・思春期 (7～18 歳) |
| 検診を受ける | ○乳幼児期 (0～6 歳) |
| | ○実年期 (65～74 歳) |
| | ○高齢期 (75 歳以上) |

基本計画・実施計画

実 施 目 標		実施施策
1 市民による支え合い助け合いのあるまちづくり	1-1 地域活動の拠点・支部社協づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○支部社協の体制づくり ○既存の公共施設を有効活用した活動の場の確保 ○サロン活動の推進
	1-2 地域のつながりづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民等による見守り活動の推進 ○民生委員・児童委員活動の推進 ○福祉委員活動の推進 ○地域福祉活動への参加と連携 ○社会福祉協議会の機能強化
	1-3 市民活動・ボランティア活動への協力支援	<ul style="list-style-type: none"> ○市民活動支援センターの開設 ○ボランティア活動の推進 ○ふるさと福祉村へ支援
	1-4 災害時に対応できる地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時に対応できる地域の体制整備 ○緊急通報システムを活用した見守り活動
2 安心して地域で暮らせる仕組みづくり	2-1 相談支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉総合相談事業の推進 ○専門的な相談体制の整備 ○市政モニター制度の推進
	2-2 市民に分かりやすい情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○保健・医療・福祉に関する情報提供体制の整備 ○情報提供のバリアフリー化の推進 ○イベントによる広報啓発
	2-3 安心して適切なサービスを利用できる仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○介護者の支援 ○福祉関係施設従事者の資質の向上 ○民間事業者の参入促進 ○福祉サービスの提供
	2-4 サービス利用者の権利を守るための取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉サービスの利用促進 ○サービス利用者の苦情解決の体制整備 ○福祉サービスの評価制度導入
3 福祉のまちを育む人づくり・環境づくり	3-1 福祉共育（教育）の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○市民共育（教育）講座 ○学校教育との連携強化
	3-2 快適で暮らしやすい生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○交通バリアフリー化の推進 ○市公共施設のバリアフリー化の推進 ○住宅環境の整備促進

基本計画・実施計画一覧表

実施目標 1 市民による支え合い助け合いのあるまちづくり

1-1 地域活動の拠点・支部社協づくり

実施施策	推進事業	実施主体			
		市民	事業者	社協	市
支部社協の体制づくり 重点事業	・支部社協準備委員会の設置	○		◎	○
	・地域懇談会の実施	○		◎	○
既存の公共施設を有効活用した活動の場の確保	・公共施設等有効活用事業	○			◎
	・地域集会所等の有効活用	◎			○
サロン活動の推進	・サロン講座			◎	
	・サロン活動の広報啓発活動			◎	
	・サロン助成事業			◎	

1-2 地域のつながりづくり

実施施策	推進事業	実施主体			
		市民	事業者	社協	市
地域住民等による見守り活動の推進	・自治会・地区会・班単位で見守り活動 ・配食助成事業	◎	○	○	◎
民生委員・児童委員活動の推進	・民生委員・児童委員による福祉課題の把握と見守り活動			○	◎
	・民生委員・児童委員活動の広報啓発活動			○	◎
	・民生委員・児童委員の研修活動			○	◎
福祉委員活動の推進 重点事業	・福祉委員による福祉課題の把握と見守り活動	◎		○	
	・福祉委員研修			◎	
	・福祉委員活動の広報啓発活動	○		◎	
	・福祉委員設置助成事業			◎	
地域福祉活動への参加と連携	・関係機関同士のネットワーク形成事業 ・関係部署、教育委員会および社会福祉協議会との連携強化活動	○	○	◎	◎
社会福祉協議会の機能強化	・社会福祉協議会活動事業 ・地域福祉ネットワーク事業			◎	○

表の見方

- ◎ : 該当事業の実施主体
- : 実施主体者と協働で事業を推進する
- 地域福祉計画 : 市に◎のついている事業
- 地域福祉活動計画 : 社協に◎のついている事業
- 太字 **重点事業** : 地域福祉活動計画において、重点事業と位置づけている事業

1-3 市民活動・ボランティア活動への協力支援

実施施策	推進事業	実施主体			
		市民	事業者	社協	市
市民活動支援センターの開設	・市民人材バンクの運営支援	◎	○	○	○
	・市内のNPO法人、ボランティア団体などの交流の場づくり	○	○	○	◎
	・相談窓口の開設に関する支援	○	○	○	◎
	・生涯学習活動との連携による活躍できる場づくり	○		○	◎
	・市民活動支援センターへの登録紹介	○		○	◎
ボランティア活動の推進	・ ボランティアセンターの機能強化 重点事業	○		◎	○
	・ボランティア講座			◎	○
ふるさと福祉村への支援	・ふるさと福祉村の活動支援		○		◎

1-4 災害時に対応できる地域づくり

実施施策	推進事業	実施主体			
		市民	事業者	社協	市
災害時に対応できる地域の体制整備	・自主防災活動推進	◎		○	○
	・災害時要援護者支援マニュアルの作成				◎
	・災害時要援護者の情報の共有化促進	○		○	◎
	・災害ボランティアの受入体制の整備	○		◎	○
	・家具転倒防止器具設置助成事業			◎	
緊急通報システムを活用した見守り活動	・緊急通報体制整備事業				◎

語句説明

支部社協 : 28 ページに詳細を説明。

サロン : 歩いて行ける範囲に場所を設定し、生きがい活動・閉じこもり予防・情報交換などをすすめる、高齢者や障がい者、子育て中の方など、誰もが集まれる場所。地域の方が運営をしておられます。

福祉委員 : 一人暮らし高齢者などの把握や、地域で困っている方の手助けをするために、行政や社会福祉協議会とのパイプ役となることを目的として、社協より委嘱している方です。

緊急通報システム : 一人暮らし高齢者および重度障害者などに対して緊急通報電話機や携帯用ペンダント送信機を貸与して、緊急時に市役所および消防本部などへ通報がはいる仕組みです。

実施目標2 安心して地域で暮らせる仕組みづくり

2-1 相談支援体制の整備

実施施策	推進事業	実施主体			
		市民	事業者	社協	市
福祉総合相談事業の推進	・気軽に相談できる窓口の整備推進事業	○	○	○	◎
	・福祉総合相談事業（無料法律相談・障がい者相談・心配ごと相談）		○	◎	○
	・専門機関との連携体制の整備	○	◎	◎	◎
専門的な相談体制の整備	・地域ケア会議の開催と連携の強化		○	○	◎
	・地域包括支援センターの機能強化事業				◎
	・障害者相談支援事業者の育成事業		○	○	◎
市政モニター制度の推進	・市政モニター制度事業	○	○	○	◎

2-2 市民に分かりやすい情報の提供

実施施策	推進事業	実施主体			
		市民	事業者	社協	市
保健・医療・福祉に関する情報提供体制の整備	・市広報誌を活用した情報提供				◎
	・社協広報誌を活用した情報提供			◎	
	重点事業				
	・市ホームページを活用した情報提供				◎
	・社協ホームページを活用した情報提供			◎	
	・ケーブルテレビ企画、文字放送を活用した情報提供				◎
情報提供のバリアフリー化の推進	・音声告知放送を活用した情報提供				◎
	・手話通訳者、要約筆記者等派遣事業		○		◎
イベントによる広報啓発	・視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業				◎
	・郡上市社会福祉大会の実施	○		◎	

語句説明

地域包括支援センター：高齢者の在宅生活を支援する様々な相談窓口などの支援機能を有するセンター。

市政モニター制度：市が実施している各種事業や広報活動、窓口業務などに対して、市民公募によるモニターが年3回意見や提言をしていただく制度。

視覚障害者等情報支援基盤整備事業：視覚障害者や聴覚障害者などに対する点字や音声などによる情報支援を進める事業で、点字プリンター、視覚障害者用拡大読書器などを整備。

2-3 安心して適切なサービスを利用できる仕組みづくり

実施施策	推進事業	実施主体			
		市民	事業者	社協	市
介護者の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・介護者交流事業 ・介護講習会事業 ・介護者慰労金事業 	○		◎ ◎	◎
福祉関係施設従事者の資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員の研修会への支援 ・福祉専門職の資質向上 		○ ◎	○ ◎	◎ ◎
民間事業者の参入促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市事業の民間事業者への委託促進 ・小規模多機能型サービス事業に対する支援の検討 				◎ ◎
福祉サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービスの実施 ・介護予防事業の実施 ・障害者自立支援サービスの実施 		◎ ◎	◎ ○ ◎	◎ ◎ ◎

2-4 サービス利用者の権利を守るための取り組み

実施施策	推進事業	実施主体			
		市民	事業者	社協	市
福祉サービスの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用促進事業 ・日常生活自立支援事業 (地域福祉権利擁護事業) 			◎	◎
サービス利用者の苦情解決の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者による苦情相談窓口の設置 ・苦情相談窓口の利用促進の啓発 ・介護相談員、障害者相談員等の利用促進 		◎ ○ ○	◎ ○ ○	○ ◎ ◎
福祉サービスの評価制度導入	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の第三者評価・自己評価の促進 		◎	◎	○

語句説明

小規模多機能型サービス：例えば、デイサービスを利用しながら短期入所や訪問介護が利用できるサービス。

障害者自立支援サービス：障がい者へのホームヘルプサービス、施設サービス、補装具など障がい者の自立を支援する全国共通サービス。

成年後見制度：精神上の障がいにより判断能力が不十分な人々を保護し、支援する制度。

日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）：判断能力の十分ではない人が、福祉サービスを選択し、契約により利用できるように援助するサービス。実施主体は都道府県社会福祉協議会であり、岐阜県の場合は県内の6カ所の市町村社協が基幹社協と位置づけられ、実際の業務を行っています。郡上市社協は、基幹社協に協力する地元社協として、利用者と直接関わることにより支援を行っています。なお、平成18年度までは、「地域福祉権利擁護事業」という事業名でしたが、19年度より「日常生活自立支援事業」と名称が変わります。

実施目標3 福祉のまちを育む人づくり・環境づくり

3-1 福祉共育（教育）の推進

実施施策	推進事業	実施主体			
		市民	事業者	社協	市
市民共育（教育）講座	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉文化カレッジ 重点事業 ・手話通訳者養成講座 ・点訳者養成講座 	○		◎	○
学校教育との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉推進校活動助成事業 ・多世代交流の促進 ・学校福祉共育促進事業 ・中高生福祉ゼミ（ワークキャンプ） 	○		◎	

3-2 快適で暮らしやすい生活環境の整備

実施施策	推進事業	実施主体			
		市民	事業者	社協	市
交通バリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の段差解消 ・自主バスのノンステップバスへの移行 ・外出支援サービス事業 ・福祉有償運送事業 ・障害者交通費助成事業 		○	○	◎
市公共施設のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市施設のバリアフリー化 				◎
住宅環境の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者、高齢者の住宅改善事業 ・住宅用火災警報器設置推進事業 	◎			○
		◎			○

語句説明

福祉共育：福祉とは、何かを教えることではなく、人々が共に育ちあうなかで思いやりや生きる力が生まれていくことが望ましいという考え方のもと、郡上市社協では「共育」という言葉を使っています。

(4) 計画の策定体制等

① 市民参加と職員による手作りの計画策定

本計画は、市民の意見が十分に反映できるように市民参加による計画策定の体制としました。健康、福祉および教育関係団体からの推薦（28人）と公募（7人）による35人の委員で「策定委員会」を昨年度設置しました。

本年度は策定委員会を部会制としました。その中の社会福祉部会（11人）において、平成18年6月から全4回の審議を行いました。地域福祉計画・地域福祉活動計画策定についての重要な事項に関して、検討を行いました。

市職員および社会福祉協議会職員自らが、住民参加によるワークショップ、KJ法、ファシリテーションなど、効率的な意見集約の方法を活用しながら計画づくりを進めました。

② 地域懇談会および市民会議による課題やニーズの把握と整理

昨年度、全世代を対象にグループインタビューや実態把握調査を実施しました。ヘルスプロモーションの考え方に基づき、ライフステージごとに市民の健康や福祉に関するニーズや課題に優先順位をつけて、健康福祉行動の課題として分類および整理を行いました。

平成18年8月から10月まで、合併前町村区域を中心に地域懇談会を開催し、延べ17回522人の市民の参加を得ました。昨年度6つライフステージごとに分類された健康福祉行動の課題を、地域生活の視点でニーズや課題を明らかにするため、グループワークを実施にしました。

その後、すべて公募による33人の市民で「市民会議」を設置して、平成18年10月から平成19年2月まで、5回の市民会議を開催しました。地域懇談会で抽出された地域の課題とニーズに対して、市民として取り組む具体的解決策の検討作業を行いました。

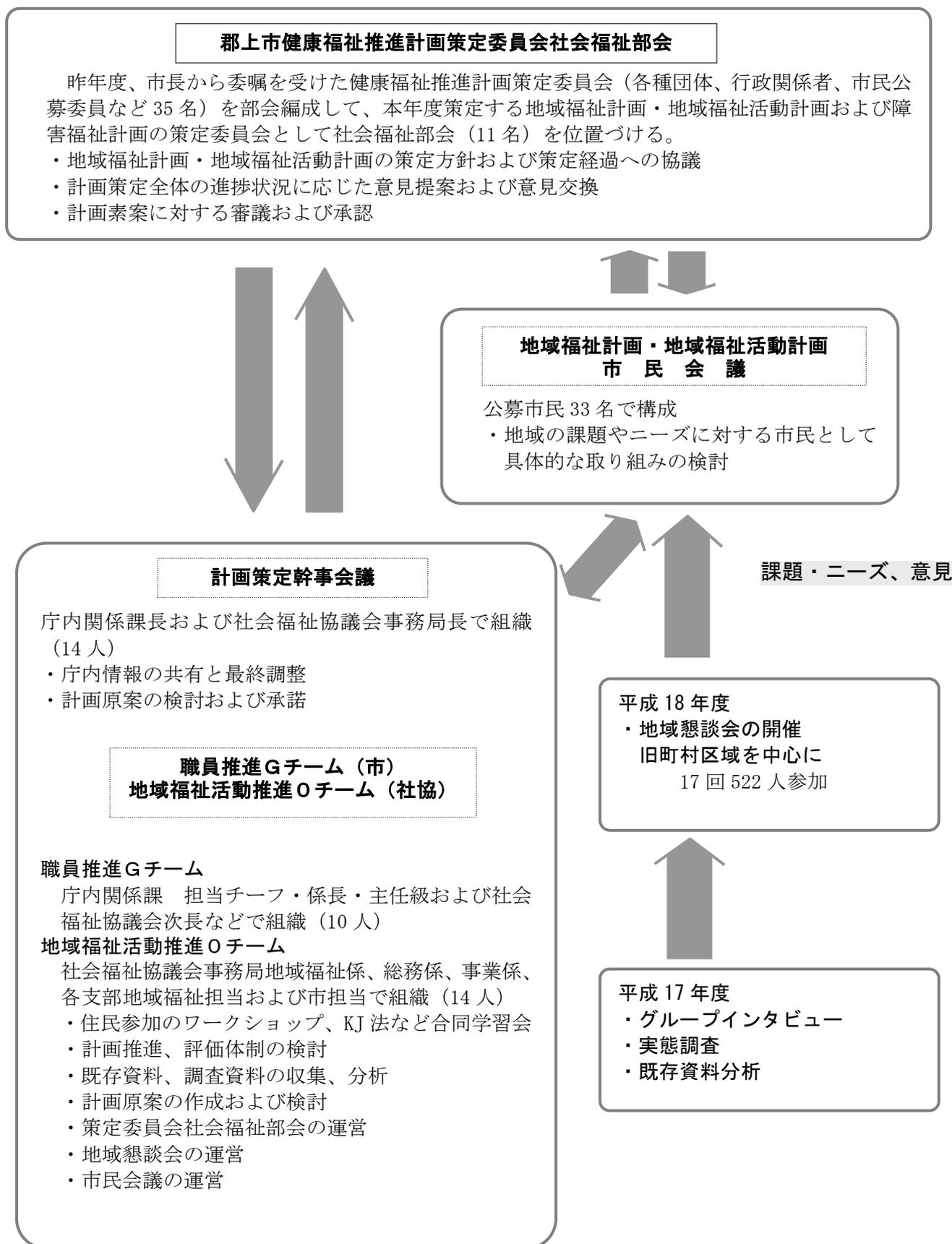
③ 地域性を考慮した対応

広大な面積を有する郡上市にあっては、地域ごとの課題やニーズも様々であり、地域に応じた取り組みが必要となります。地域福祉推進の主体は地域の住民であり、住民による主体的な取り組みや活動が生まれることが必要です。

しかし、住民の主体的な取り組みや活動が定着するまでは、地域性を考慮しながら市や社会福祉協議会が必要な支援を行うよう、計画に反映しています。

上記（1）から（3）の結果などを踏まえ、本計画の上位計画組織「健康福祉推進計画策定委員会社会福祉部会」や「計画策定幹事会議」、「職員推進Gチーム」、「地域福祉活動推進0チーム」における検討などを経て、地域福祉における状況と課題を明らかにして、地域福祉計画および地域福祉活動計画を策定しました。

計画策定体制図





2 基本計画

実施目標 1 市民による支え合い助け合いのあるまちづくり

■現状と課題

平成16年3月1日の7町村の合併で誕生した当市は、広大な行政区域を有するため、総合支所方式により（合併前町村区域に地域振興事務所を設置）きめ細やかな健康・福祉サービスの提供を行ってきました。

しかし、国の三位一体の改革に伴う地方交付税の削減などにより、市は平成17年度から行財政改革が開始され、職員削減に伴う組織機構改革が平成19年度から試行的に実施されます。今後、総合支所方式から本所支所方式へ変更が予定されており、身近な地域での行政の果たす機能は縮小することが予想されます。

身近な地域において、人と人の絆を大切にしながら、市民自らが自発的に支え合う幅広い福祉の実現が必要です。

市民は「サービスの利用者」ですが、「地域福祉の担い手」でもあります。地域福祉は市民の参加を前提としており、市民がお互いに支え合う地域社会の仕組みづくりが求められていることから、市民自らが福祉サービスの担い手となるきっかけづくりのため、地域における交流や生きがいを進めていくことが必要です。

■方針

- 地域における市民による支え合い助け合う仕組みづくりが生まれ、活性化するよう市社会福祉協議会と連携を図り、市民主体の活動を支援します。
- 民生委員・児童委員、福祉委員の地域における福祉活動が円滑に行えるよう支援します。
- ボランティア、ふるさと福祉村、NPOなどの活動を支援して、市民主体の地域づくりを推進します。
- 災害時に対応できる地域での体制を整備します。

- 1-1 地域活動の拠点・支部社協づくり
- 1-2 地域のつながりづくり
- 1-3 市民活動・ボランティア活動への協力支援
- 1-4 災害時に対応できる地域づくり

表の見方 ◎：該当事業の実施主体 ○：実施主体者と協働で事業を推進する

■市推進事業

推進事業	期間（年度）					実施主体				所管	
	19	20	21	22	23	市民	事業者	社協	市		
<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等有効活用事業 地域集会所等の有効活用 	19	→				○			◎	総務部 総務課	
<ul style="list-style-type: none"> 自治会・地区会・班単位で見守り活動 配食助成事業 	19	→				◎		○	○	健康福祉部 福祉課 介護支援課	
<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員による福祉課題の把握と見守り活動 民生委員・児童委員活動の広報啓発活動 民生委員・児童委員の研修活動 	19	→						○	◎	健康福祉部 福祉課	
<ul style="list-style-type: none"> 関係部署、教育委員会および社会福祉協議会との連携強化活動 	19	→				○	○	◎	◎	健康福祉部 福祉課	
<ul style="list-style-type: none"> 市民人材バンクの運営支援 市内のNPO、ボランティア団体などの交流の場づくり 相談窓口の開設に関する支援 生涯学習活動との連携による活躍できる場づくり 			20	→		◎	○	○	○	市長公室 企画課 健康福祉部 福祉課 教育委員会	
<ul style="list-style-type: none"> 市民活動支援センターへの登録紹介 				22	→		○		○	◎	健康福祉部 福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ふるさと福祉村の活動支援 	19	→					○		◎	健康福祉部 福祉課	
<ul style="list-style-type: none"> 自主防災活動推進 災害時要援護者支援マニュアルの作成 災害時要援護者の情報の共有化推進 	19	→				◎		○	○	健康福祉部 福祉課 総務部 総務課	
<ul style="list-style-type: none"> 緊急通報体制整備事業 	19	→							◎	健康福祉部 福祉課 介護支援課	

実施目標2 安心して地域で暮らせる仕組みづくり

■現状と課題

市民が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるためには、高齢者や児童は身近なところで、障害のある人は専門的な相談ができ、適切な福祉サービスを利用できることが重要です。身近な地域の中で、市民が気軽に保健や福祉に関する相談をすることができるよう、相談支援体制の充実を図ることが必要です。

また、介護保険制度の導入をはじめとして、福祉サービスが従来の措置制度から契約制度による利用制度へと移行しており、利用者は事業者と対等な関係に基づきサービスを選択することになります。利用者が自分に合ったサービスを選択して利用するためには、事業者やサービスの内容などに関する情報が適切に提供されることが必要です。

福祉サービスについての契約による利用にあたり、高齢者や障害のある方の中には、判断能力に不安があり、こういう人への福祉サービスの利用支援やサービスの利用について問題が生じた場合に、利用者がその解決に向け、自由に苦情を申し出ることができる環境を整えることが必要です。

地域で安心して自立した生活をしていくためには、見守り、安否確認などから、介護サービスといった高度な知識や技術を必要とするものまで、様々な福祉サービスが必要です。支援を必要とする方々が、地域で適切なサービスを受けることができるよう、福祉活動を行う人材の発掘から、専門職の資質の向上まで、地域福祉に関連する人材の幅広い育成が求められています。

■方針

- 地域における多様な福祉ニーズを把握し、適切なサービスを提供するため、市民の身近なところで、相談支援体制を整備・充実します。
- 誰もが必要な情報を必要な時に得られるよう、多様な方法による情報提供を推進します。
- 安心して適切なサービスを利用できる仕組みづくりを推進します。
- 福祉サービス利用者が、事業者と対等な立場でサービスを選択・契約できるよう、利用者の権利擁護体制（苦情解決・利用支援）や事業者の評価制度の充実を図ります。

- 2-1 相談支援体制の整備
- 2-2 市民に分かりやすい情報の提供
- 2-3 安心して適切なサービスを利用できる仕組みづくり
- 2-4 サービス利用者の権利を守るための取り組み

表の見方 ◎：該当事業の実施主体 ○：実施主体者と協働で事業を推進する

■市推進事業

推進事業	期間（年度）					実施主体				所管
	19	20	21	22	23	市民	事業者	社協	市	
<ul style="list-style-type: none"> 気軽に相談できる窓口の整備推進事業 専門機関との連携体制の整備 	19					○	○	○	◎	健康福祉部 介護支援課 福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 地域ケア会議開催と連携 地域包括支援センターの機能強化事業 障害者相談支援事業者の育成事業 	19						○	○	◎	健康福祉部 介護支援課 福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 市政モニター制度事業 	19					○	○	○	◎	市長公室 企画課
<ul style="list-style-type: none"> 市広報誌を活用した情報提供 市ホームページを活用した情報提供 ケーブルテレビ企画・文字放送を活用した情報提供 音声告知放送を活用した情報提供 	19								◎	市長公室 秘書広報課 情報課
<ul style="list-style-type: none"> 手話通訳者、要約筆記者等派遣事業 視覚障害者等情報支援緊急基盤整備始業 	19						○		◎	健康福祉部 福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 介護者慰労金事業 	19								◎	健康福祉部 福祉課 介護支援課
<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員研修会への支援 福祉専門職の資質向上 	19						○	○	◎	健康福祉部 福祉課 介護支援課
<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者への委託促進 小規模多機能型サービス事業に対する支援の検討 	19								◎	健康福祉部 福祉課 介護支援課
<ul style="list-style-type: none"> 介護保険サービスの実施 介護予防事業の実施 障害者自立支援サービスの実施 	19						◎	◎	◎	健康福祉部 福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の利用促進事業 	19								◎	健康福祉部 福祉課 介護支援課
<ul style="list-style-type: none"> 苦情相談窓口の利用啓発 介護相談員、障害者相談員等の利用促進 	19						○	○	◎	健康福祉部 福祉課 介護支援課

実施目標3 福祉のまちを育む人づくり・環境づくり

■現状と課題

地域福祉を推進していく上で、市民参加は不可欠です。そのためには、市民が福祉に関心を持ち、支え合い助け合いの意識を持つことが重要です。地域に住む一人ひとりが、地域のことを知り、どんな問題や課題があるのかをみんなで共有し、考えていけるような取り組みが必要です。また、学校や福祉関係団体などが連携して福祉共育（教育）を推進することが必要です。

すべての人が、安心して暮らせる環境にするために、既存の施設や道路などのバリアフリー化に努めるとともに、誰もが快適で生活しやすいまちづくりを進めます。

■方針

- 地域、学校における福祉教育や学習活動の促進を図り、誰もが地域福祉活動に参加できる環境を整備します。
- 偏見・差別のない共生の地域づくりをめざします。
- 誰もが安全かつ快適に暮らすことができ、積極的な社会活動に参加できる、バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

- 3-1 福祉共育（教育）の推進
- 3-2 快適で暮らしやすい生活環境の整備

表の見方 ◎：該当事業の実施主体 ○：実施主体者と協働で事業を推進する

■市推進事業

推進事業	期間（年度）					実施主体				所管
	19	20	21	22	23	市民	事業者	社協	市	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の段差解消 ・ 自主バスのノンステップバスへの移行 ・ 外出支援サービス事業 ・ 障害者交通費助成事業 	19	→					○	○	◎	建設部 建設管理課 総務部 総務課 健康福祉部 介護支援課 福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市施設のバリアフリー化 	19	→							◎	総務部 総務課等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者、高齢者の住宅改善事業 ・ 住宅用火災警報器設置推進事業 	19	→				◎			○	健康福祉部 福祉課 介護支援課 消防本部